

【平成31】

税制改正の主な内容は、次のとおりです。

「軽自動車税・環境性能割（創設）」（令和元年10月1日から）

令和元年10月から軽自動車税に新たに「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は「種別割」と名称が変更となります。この改正に伴い軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」で構成されることとなります。

「環境性能割」は、10月1日の消費税率10%への引上げ時に、自動車取扱税（都道府県税）を廃止し、自動車税（都道府県税）と軽自動車税（市町村税）に新たに創設されます。新車・中古車を問

わざ取得された車両（取
得価格が50万円を超える
もの）に課税され、当分
の間、都道府県によつて
徴収されます。

※注 軽自動車（三輪以上）
の車種区分によつて、非
課税から2%までの税率
が適用されますが、今回
の税制改正で、消費税率
引上げに伴う対応とし
て、令和元年10月1日か
ら令和2年9月30日の間
の臨時措置として自家用
乗用車の税率が1%分軽
減となります。

※ 消費税10%への引上げ
が平成29年4月1日から
令和元年10月1日に2年
半延期されたことに伴
い、併せて制度施行が2
年半延期されたもので
す。現行法令に基づいて
おり、今後も国の消費增
税の動向により変更とな
る場合があります。

◎環境性能割稅率

【自家用乗用車】

対象車	通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車・天然ガス自動車	非課税	非課税
★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
★★★★かつ32年度燃費基準達成車	1.0%	非課税
上記以外の車	2.0%	1.0%

【自家用貨物車】

対象車	税率
電気自動車・天然ガス自動車	非課税
★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成車	非課税
★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成車	1.0%
上記以外の車	2.0%



【營業車】

対象車	税率
電気自動車・天然ガス自動車	非課税
★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成車	非課税
★★★★かつ32年度燃費基準達成車	0.5%
★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成車	1.0%
上記以外の車	2.0%



※★★★★とは、平成17年排出ガス基準75%低減達成車です。